

1、介護保険・高齢者施策について

①第6期事業計画の策定にあたっては、その期間中に「団塊の世代」のすべての人が高齢者になり、また10年後には75歳以上の後期高齢者となります。

それらを見据え、今後の人口推計や高齢化率、サービスの必要見込み量などから国作成のワークシートを使用し保険料を算定しております。

これらのことから、保険料の引き上げを撤回することはできません。

しかしながら、国の社会保障制度である公的保険については、国が責任をもって財源措置すべきであると考えていることから、低所得者保険料軽減率とあわせて今後要望していきたいと考えています。

②介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)につきましては、くすのき広域連合におきましては、平成29年4月から実施することとしておりますが、介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービス類型等につきまして、構成3市それぞれの地域の実情に応じ、サービスの種類、内容、運営基準等を規定し要支援者のサービスの低下を来たすことなく、生活に密着したきめ細かな支援サービスが適正に提供できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。また住民主体による支援いわゆるサービスBにつきましても一般介護予防事業における通いの場づくりとの比較をしながら構築していく必要があると考えております。被保険者からの相談を受け付けた場合、総合事業の内容、サービスメニュー、手続き方法等について十分に説明し、事業のみを利用する場合は、基本チェックリストで迅速なサービス利用が可能であること。事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であることを説明していきます。基本チェックリストによる振り分けだけでなく対象者に真に合ったサービスは何かなど一定のマニュアルの基、サービス提供できるよう考えております。

サービス単価等につきましては、給付費適正化の観点からも介護保険料に影響していくものですので、協議体等で十分に協議していく必要があると考えております。緩和した基準につきましても現行サービスの質の担保を踏まえ、同様に協議していかなければならないと考えています。

③保険料の上昇をできる限り抑えつつ、制度の持続性を高めるために、一定所得のある人の利用料の引上げが行われるものです。

しかしながら、①と同様、国制度の公的保険については、財源措置も含め国が責任をもつべきであると考えていることから、今後要望していきたいと考えています。

④高齢者の熱中症については、体力的な面からも大事に至るケースもあり、予防に向けた取組みは重要であるということは、認識しております。

しかしながら、本要望の内容に関しましては、各市における高齢者福祉施策に位置付けられるものと解しており、各市においてそうした取組みを図るべき事項であると考えております。

2、障害者の65歳問題について

介護保険サービスの利用につきましては一割負担となっておりますが、所得に応じて負担上限額が定められており、上限を超えた場合その超えた分を高額サービス費として支給しております。